

生食用魚介類の調理の基準

魚介類を生食用に調理する場合は、食品製造用水（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第 6 項に規定する専用水道若しくは同条第 7 項に規定する簡易専用水道により供給される水（以下「水道水」という。）又は次の表の第 1 欄に掲げる事項につき同表の第 2 欄に掲げる規格に適合する水をいう。以下同じ。）で十分に洗浄し、製品を汚染するおそれのあるものを除去しなければならない。